

○看護学研究科学位論文審査基準

令和3年12月1日
最近改正 令和4年2月2日

(修士論文審査基準)

- 1 看護学専攻における修士論文（特別研究論文）の位置づけ
特別研究論文は学術的な重要性を有するか、看護実践の専門性の向上に意義を有していることを踏まえ、修士の学位授与に相応しい水準に達しているかどうかを判断するために審査を行う。
- 2 修士論文の審査方法
 - (1) 論文提出について
 - ア 学生は、学位申請書（学位規程様式第1号）、論文4部、届出用紙（学位論文提出内規様式第2号の1）、要旨（看護学研究科研究指導内規）を添えて、所定の期日までに製本ファイルA4に綴じて教務課に提出する。
 - イ 学位申請書と届出用紙は研究指導教員より受け取り必要事項を手書きで記入する。教務課は本論文審査委員及び研究指導教員に1月末迄に配付する。
 - (2) 論文審査・最終試験
 - ア 論文審査
3名の審査委員は論文審査結果要旨を用い、1月下旬～2月初旬の間に行う。
 - イ 発表・質疑時間
1題の発表時間は30分間。発表の後、20分間程度質疑応答を行う。映像機材は液晶プロジェクターを用い、パソコンソフトはパワーポイントを使用する。終了後に主査の審査委員が論文審査結果要旨を記載した上で、研究科委員長に提出する。
 - ウ 最終試験
研究指導教員と3名の審査委員で論文審査終了後に行う。最終試験は、修士論文を中心に関連する科目、語学、大学院での学びなども含め口述試問を行う。試験時間は30分間。研究指導教員は最終試験審査結果の要旨を記載し、修士論文内容の要旨と共に、研究科委員長に提出する。
 - エ 修士論文の提出
論文審査終了後、学生は審査委員からの指摘箇所を修正し、主査の確認をうけた論文3部と公開許諾書1部を3月上旬に研究指導教員を通して研究科委員長に提出する。提出用の論文の1部は製本しない原稿とし、2部（研究科委員会用、研究指導教員用）は製本した論文とする。
- 3 修士論文の審査項目
 - (1) 学術上・看護の専門性向上の意義
 - ア 学術的に、また看護実践の専門性・発展に向け重要な研究課題に取り組んでいるか。
 - イ 研究の構想、研究目的が具体的かつ明確に記載されているか。
 - ウ 本研究遂行上の背景や予測される問題・障害が十分に分析、議論されているか。
 - (2) 研究計画、研究方法の妥当性
 - ア 研究目的達成のため研究計画は練られたものであり、研究方法は妥当な手法であるか。
 - イ 研究対象・方法などについて、倫理的問題・手続き上問題はないか。
 - (3) 研究目的に添う結果、結論を得ているか
 - ア 研究目的に添う結果が導きだされているか。
 - イ 結論は得られた結果と、その意義が明確に述べられているか。
 - (4) 修士論文の構成・体裁
 - ア 修士論文の作成要領に従って構成・体裁が整えられているか。
 - イ 論旨は明快で文脈は整っているか。図表や引用文献の記載間違い、誤字脱字はないか。
 - (5) 審査でのプレゼンテーション
 - ア 論文の重点が適切に表現され、説得力のあるプレゼンテーションであるか。
 - イ スライドの構成・内容はわかりやすいか。
 - (6) 研究成果の波及効果・発展性など
 - ア 当該研究分野または、関連分野の研究に貢献、学術的な波及効果が期待できるか。
 - イ 看護実践の発展や、社会貢献への期待・可能性はあるか。
- 4 論文審査の判定
 - (1) 審査委員会の合否判定

判定は100点満点とし、審査委員3名の合計得点が60点以上を合格とする。

(2) 研究科委員会による合否判定

主査は、論文審査結果要旨、研究指導教員は最終試験結果の要旨及び学生の修士論文内容の要旨を研究科委員会に報告する。これにより合否判定の審議が行われる。

(博士論文審査基準)

5 看護学専攻における博士論文審査の位置づけ

博士論文審査は、博士の学位授与に相応しい水準に達している論文であるかどうかを判断するために行う。

6 博士論文の審査方法

(1) 論文提出について

ア 学生は、論文3部を1月24日（当該日が休業日に当たるときは、当該日前の最も近い休業日でない日）16時まで教務課に提出する。論文はフラットファイルA4に綴じる。

イ 教務課は当該学生の主査・副査に博士論文を1月末までに配布する。

(2) 論文審査

ア 論文審査は論文審査委員会が行う。論文審査委員会は主査及び2名の副査の計3名で構成し、2月上旬に審査を行う。

イ 発表・質疑応答時間：1題の発表時間は30分間。発表の後、主査・副査と30分間程度の質疑応答を行う。

ウ 映像機材は液晶プロジェクターを用い、パソコンソフトはパワーポイントを使用する。

エ 終了後に主査が論文審査結果要旨を研究科委員長に提出する。

(3) 共同研究を学位論文として審査を受ける場合

共同研究の場合、甲南女子大学大学院看護学研究科博士後期課程院生の博士学位論文として審査を受けることについて、他の共同研究者が承諾していることを証明する承諾書を学位論文に添えて研究科委員長に提出する。

7 博士論文の審査項目

(1) 新規性がある

(2) 学術的価値、有用性があり、学問・実践に貢献する

(3) オリジナルデータに基づいた研究である

(4) 十分な倫理的配慮がなされている

(5) 文章表現がわかりやすく内容が明瞭で、完成度が高い

(6) 英文抄録の内容や表現が妥当である

(7) 論旨に一貫性がある（使用する概念、定義、論旨、記述の統一）

(8) 文献活用は適切である

(9) 論文作成要領に沿って書かれている

(10) 研究題目：論文の内容と整合性があり、その内容を反映している

(11) 要旨：目的、方法、結果、考察、結論が明瞭に記載されている

(12) 日本語と英文の要旨が整合している

(13) 研究の背景：先行研究の十分な検討のもとに研究課題が導かれている（最新の文献）

(14) 理論的基盤：用いられる理論的基盤が、研究領域や研究課題と合致している

(15) 研究の意義：研究の意義が明確に示されており、その領域の発展に寄与するものである

(16) 研究目的：明らかにしようとしていることが明確にされている

(17) 用語の定義：研究課題にそった用語の定義がされている。定義された研究の概念と調査内容に乖離がない

(18) 研究デザイン：研究課題に対して採択された研究デザインは、的を射たものである

(19) 研究対象：標本及び母集団が研究課題と適合している。対象の除外条件が明記されている

(20) 研究の場：研究を行った場の特徴が明確に述べられている

(21) 調査内容・測定指標：調査内容・測定指標が明確に記されており、研究課題・目的と合致している

(22) 分析方法：データの処理方法が明示されており、研究課題に即している（質的研究においてBIGネームは不可欠ではない）

(23) 結果

- ア データの分析にもとづいており、研究目的にそった内容である
- イ 図表の使い方が適切であり、適切なタイトルが適切な位置に示されている
- ウ 分析方法と結果の示し方が一致している
- エ 順序立ててわかりやすく説明されている

(24) 考察

- ア 得られた結果に対する考察である
- イ 研究仮説（がある場合）と結果との関連が述べられている
- ウ 結果に対する妥当な解釈である
- エ 先行研究の結果との適切な比較がある
- オ 結果（データに基づく事実）と考察（解釈）が明確に分けて記述されている
- カ 研究の限界や将来の研究への示唆について述べられている

8 論文審査の判定

(1) 審査委員会の合否判定

判定は100点満点とし、審査委員3名の合計得点が60点以上を合格とする。

(2) 研究科委員会による合否判定

主査は、論文審査結果要旨及び博士論文内容の要旨を研究科委員会に報告する。これにより研究会委員会において合否判定の審議が行われる。

9 最終試験

(1) 主査及び2名の副査の計3名で論文審査終了後に続いて行う。

(2) 最終試験の主たる実施者は研究指導教員とし、論文を中心に関連する事項について口述試問を行う。試験時間は30分間とする。

(3) 研究指導教員は最終試験審査結果の要旨を記載し、研究科委員長に提出する。これにより研究科委員会において合否判定の審議が行われる。

10 研究科委員会での合否判定

2月の研究科委員会にて学位認定合否判定を行う。

附 則

この基準は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日までに入学した者については、修士論文審査基準は、なお、従前の例による。